

平成 30 年 8 月 10 日

建設事業者の皆さまへ

クリアウォーター O S A K A 株式会社

当社発注工事における建設事業者の社会保険等の加入促進の取組みについて

当社では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、当社が発注する建設工事において、次のとおり建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいくこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 平成 30 年 9 月 1 日からの取組み

平成 30 年 9 月 1 日以降に契約を行うものが対象

	取組み内容	様式等
契約前	<b>(誓約書の提出)</b> 落札候補者*には、「社会保険等に関する誓約書」を提出していただきます。 ※事後審査型制限付一般競争入札の場合は落札候補者（資格審査時に提出）、指名競争入札・随意契約の場合は受注者（契約時に提出）	様式 1
契約時	<b>(未加入の建設業許可業者を下請負人とすることを禁止)</b> 契約書において、社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請負人とすることを禁止する旨、規定します。	—
契約後	<b>(社会保険等加入状況の確認)</b> 受注者には、建設業許可業者である下請負人について、社会保険等の加入状況を確認*のうえ、施工体制台帳の《下請負人に関する事項》欄において加入状況を記載していただきます。 また、社会保険等に未加入の建設業許可業者をやむを得ず下請負人とする場合は、「社会保険等未加入状況報告書」を提出していただきます。 ※厚生労働省の「労働保険適用事業場検索」の検索結果画面及び日本年金機構の「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム」において確認してください。	様式 2

契約後	<p><b>(社会保険等未加入業者への加入指導)</b></p> <p>社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請負人とした場合は、当社から受注者に対し、当該未加入者への加入指導を求める通知を行います。</p> <p>(通知文の発出日の翌日から起算して、一次下請けは 30 日間、二次以降の下請けは 60 日間の加入指導猶予期間を設けます。)</p>	様式 3
	<p>受注者は、自ら又は直接の契約関係にある下請負人を通じて、当該未加入者に対して適切に加入するよう指導を行い、加入したことを確認した報告書を加入指導猶予期間内に提出していただきます。</p>	様式 4

## 2 平成 30 年 10 月 1 日からの取組み

平成 30 年 9 月 1 日以降契約分で平成 30 年 10 月 1 日以降に施工体制台帳を提出するものが対象

	取組み内容	様式等
契約後	<p><b>(入札参加停止措置)</b></p> <p>加入指導を求める通知(様式 3)を当社から受けたにもかかわらず、加入した事実の報告が猶予期間内がない場合、当社の入札参加停止措置を行います。</p>	競争入札参加停止措置要綱様式 1